

政策的随意契約による役務の提供について（契約前公告）

はぴりゅうぬいぐるみ新幹線バージョン調達業務について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を行うので、福井県財務規則（昭和 39 年福井県規則第 11 号）第 165 条第 2 項第 1 号の規定により公告する。

令和 4 年 10 月 26 日

福井県知事 杉本 達治

記

1 契約の内容

- (1) 契約名称 はぴりゅうぬいぐるみ新幹線バージョン調達業務
- (2) 業務内容 ぬいぐるみの調達
(業務仕様書の交付を希望する場合は、下記に申し込みください。)
- (3) 履行期間 令和 4 年 11 月 8 日から令和 4 年 12 月 15 日まで
- (4) 契約締結予定日 令和 4 年 11 月 8 日

(5) 担当部署および履行箇所

福井県交流文化部新幹線開業課（福井市宝永 2 丁目 4-10）

電話 0776-20-0546

2 契約の相手方の選定基準

福井県内に所在すること

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活保護、就労移行支援または就労継続支援を行う事業所に限る。）を行う事業所として指定されている施設であること。

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が 1 施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 契約の申込み（見積書の提出）の方法

- (1) 提出期限 令和 4 年 11 月 8 日 10 時 00 分
- (2) 提出先 住 所：福井市宝永 2 丁目 4-10
所 属：福井県交流文化部新幹線開業課
連絡先：0776-20-0546
- (3) 採用決定に当たっては、見積書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算後の金額に、1 円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定金額とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

はぴりゅうぬいぐるみ新幹線バージョン調達業務 仕様書

1 品目 はぴりゅうぬいぐるみ 新幹線バージョン

<イメージ写真>全長約30cm程度



2 数量 120個

3 納期 令和4年12月15日(木)

4 納品場所 福井県交流文化部新幹線開業課

5 その他

- (1) 業務の履行に際して、関係法令を遵守すること。
- (2) 業務に履行に当たっては、発注者と十分な協議および連絡調整を行うこと。
- (3) 成果品提出後に不足または不明な点が生じた場合においても、誠意をもって対処することとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項または本仕様について疑義が生じた事項については、その都度、発注者と協議して定めるものとする。